



◎加害者のこと

- ・ 「DV 罪」の規定—現在の DV 法は被害者保護と自立支援の一部のみの規定であり、処罰がなく被害者が家を失い隠れて暮らさざるをえない。そのため被害者が相続した住居や被害者名義の住居についても、被害者が離れるしかなく、加害者だけが住んでいる住居のローン等を支払い続けていることもある。また、加害者が被害者（妻子）の住民票を職権消除させたり、家財を勝手に廃棄処分してしまうこともひんばんにある現状である。被害者の財産権や居住権を生存権と同様守ってほしい。
- ・ また「DV 罪」がないため、周囲にその事実を知られず、加害者が離婚後にすぐ再婚などし、次々被害者をつくっていく状況を防止する公表のしくみはできないか。
- ・ 加害者は反省のパフォーマンスとして脱暴力プログラムへの参加を利用しようとする。受刑中の脱暴力プログラム、初犯時の保護観察付の脱暴力プログラムを義務化するときには、被害者の意見を十二分に聞いて、司法体系のなかに構造化された実効あるものとして実施してほしい。現在の保護観察制度の安易な応用ではあまりに危険すぎるので被害者の安全を考え、十分慎重に検討してほしい。
- ・ 父親である加害者に対する子どもの面接交渉権や親権について、制限を加えてほしい。子どもは加害者が被害者に支配を及ぼす手段に使われることが多く、誘拐略取がしばしば起きている。安全で安価な面接施設の設置、子どもの養育費や婚姻費用をきちんと履行させるなど制度をつくってほしい。

◎保護命令の充実

- ・ 保護命令発令の迅速化—現在、発令までに 2 週間以上かかることも多く、被害者は息が詰まるような恐怖を耐えなければならない。
- ・ 「緊急保護命令の創設」—現状では避難中の被害者が危険に身をさらしながら時間と労力と費用をかけて被害の証拠書類を集めなければならない。緊急の危険に対し即日命令を発令し、加害者自身が無実を実証するまで解かないアメリカオレゴン方式で加害者の財産権より、被害者の生命権を守ってほしい。
- ・ 通常の保護命令の場合も保護命令申立要件から「配偶者暴力相談支援センター」・警察への事前相談がなくても発令できるようにしてほしい。
- ・ 保護命令期間の自動延長ができるようにしてほしい。
- ・ 一定年齢以上の子ども・親族の独立した保護命令申立権の創設—改正法で被害者が同伴する未成年の子どもには保護命令が認められたが、成人に達した子どもや実家の両親には加害者から守ってもらえる法がない。加害者は配偶者探索のため、成人の子どもや親族に危害を加えようとする。被害者との同居の有無を問わず、保護命令がほしい。
- ・ 「釈放時保護命令」の創設—加害者が出所したあと、被害者や親族に危険が及ばないよう事前に被害者に情報を伝え保護命令を発令できるようにし、加害者に緊密な実効ある

「保護観察」をつけ、居所が被害者や関係者にわかるようにしてほしい。

- ・ 交際相手、恋人・友人・職場同僚・支援者へも保護命令対象を拡大してほしい。
- ・ 保護命令の内容拡大―被害者所有物品の無断廃棄、メール、他者を利用した嫌がらせ等を含む

◎司法

- ・ DV 離婚訴訟が迅速かつ安全適切に行われるよう、保護命令発令事案に対しては調停前置主義を撤廃してほしい。また DV 裁判は一般の離婚裁判とは違ったさまざまな配慮が必要なので、DV 専門の調停委員や弁護士などによる DV 法廷を創設してほしい。法廷過程での被害者への二次被害も防止できるのではないか。
- ・ 司法関係者等の教育・研修―保護司・民生委員・調停委員・弁護士・検事・裁判官

◎住居・住民登録情報に関して

- ・ 住宅の優遇措置について、たとえば東京都の場合、今年 2 月からポイント式都営住宅募集の対象に DV 単身女性を加えられたが倍率が高く、公的住宅の優先制度が十分とは言えないので工夫してほしい。また加害者の追及から被害者の生活を守るため、都庁内に現住所を置くことはできないか。
- ・ 被害当事者は親族にも居所を秘さなければならないことが多いため、住宅契約時の保証人がハードルとなる。公的保障人協会制度を創出してほしい。
- ・ 行政記録閲覧の制限強化―住民基本台帳の閲覧等の制限についての支援措置が可能となり、住民票を異動させた被害者が、弁護士や債権者を使った加害者の探索にあう例が少なくない。弁護士や債権者であっても被害者に事前に了解なく開示しない制度にしてほしい。
- ・ 自営業者の妻であった DV 被害者が避難後、加害者が勝手に妻を従業員として賃金を支払った形態にしていたため、全く収入がないのに、前年度収入による大きな額の税金を徴収されることがないようにしてください。

◎福祉制度

- ・ 単身被害者の福祉制度の不足―単身だとすぐ働くことができると思われがちだが、PTSD を無視して過剰適応し無理な働き方で健康を害すことのないようにしてほしい。
- ・ 家を離れた一時保護の後に集中的な支援（生活保護など）が必要なので、生活保護・各種児童手当を減額・廃止しないでください。また生活保護の母子加算も守ってください。
- ・ 使い勝手の良い「生活福祉資金」の創設―母子福祉資金や女性福祉資金は離婚後でなければ使えない。また原則保証人が必要なので DV 被害女性には使いにくいことがある。経済的暴力を受けてきた被害者のなかには、サラ金で家出費用を工面するひともいる。生活保護は大事だが、ほかにも選択肢を増やしてほしい。
- ・ 離婚成立以前でも、ひとり親支援の間連諸制度がすぐに利用できるように、間連法規を整備してほしい。

◎被害当事者を中心にした体系的な被害者支援

- ・ 被害者は相談から自立までの全体を自分で納得し選択できるような情報提供及び個別支援ネットワーク体制を求めている。相談と措置権、その後の生活保護担当などの関係機関の連携のあり方が人権侵害状態や解決の阻害要因とならないようにしてほしい。
- ・ 関係機関同士の連携強化（情報の共有化、職員の合同研修）や相談窓口職員の的確な対応のための資質向上研修をしてほしい。
- ・ 被害当事者への各種サポート（医療・メンタル・法・行政手続・生活支援・住宅・保育・教育機関・連携等）体制や自立に向けた支援システムの充実や被害者個々に応じた支援プログラムを被害者と共に策定していく体制を構築してほしい。
- ・ 被害当事者の選択を支援する体系的なマニュアルが必要
- ・ マニュアルを使った支援者養成 ファシリテーター養成の必要性
 - * ドロップイン、DV カウンセリング
 - * シェルターユースプログラム
 - * シェルター内子どもケアマニュアル
 - * サポートグループ、自助グループ
 - * メンテナンスグループ

◎被害者／子どもの生活・メンタル面の支援

- ・ 避難後に DV にさらされていた子どもの不適切な行動が噴出するので、被害当事者である親をサポートする体制やマニュアルがほしい。
- ・ 被害当事者の多くが苦しむモラルハラスメントの影響や PTSD、性的暴力等の後遺症に対し、避難後早期に（1、2年間）無料のカウンセリングが受けられる（12～24枚のチケット）制度を創設してほしい。
- ・ 就業や医療機関に通院するための一時保育所を充実してほしい。
- ・ 買い物等の日常生活における人的支援と支援ボランティアを確保してほしい。
- ・ 子どもへの各種支援（保育、教育、医療、メンタル等）体制の整備と、児童虐待関連機関との連携で DV 被害者としての子どもの成長と発達をサポートしてほしい。
- ・ DV により身体障害にさせられ、加害者はその障害手当をあてにして被害者を放そうとせず、被害者も自活を諦め DV に耐えてしまうことから、障害者のなかの DV 被害者を救済する積極的な方法を創出してほしい。
- ・ 障害を持つ子どもを抱える被害当事者は、障害手当が加害者の口座に振り込まれ、子どもの養護学校の転校しにくさから加害者と離れづらいことの解決をはかってほしい。
- ・ 高齢の DV 被害者の保護に「高齢者虐待防止法」とあわせ、介護施設等の体系的利用も選択できるようにしてほしい。
- ・ 外国籍加害夫による子どもの国外連れ去りなどから、被害女性と子どもを守るしくみをつくってください。
- ・ DV 被害当事者であっても法律制定以前に離婚したり、民間施設に避難したため、現在は制度を利用できない被害者にも利用できるようにしてほしい。また「犯罪被害者基本

法」での救済も選択可能にしてほしい。

◎就労支援

- ・ 被害当事者の就労、技術習得への支援や就労関係機関との連携を充実させてほしい。
- ・ 被害当事者を雇用する企業確保のため、税制優遇など企業が支援しやすい環境づくりを考えてほしい

◎研修・調査研究、その他

- ・ 母子生活支援施設など、DV 専門施設以外の代用施設による一時保護や支援の現状を調査して、二次被害のない、安全で安心できる環境にしてほしい。
- ・ 被害当事者受け入れ施設にはDV 専門支援者を必ず置き、適切な情報提供やアドバイス、カウンセリングを受けられるようにしてください。また、被害当事者を支援者として養成するプログラムや登用制度を創設し、就業支援としてください。
- ・ 民生委員や児童委員、医療機関関係者などへの DV 研修をすすめ、通報や情報提供義務を課す。また人権侵害について調査する。
- ・ 警察関係者への DV 研修を現場レベルでもすすめ、加害者の迅速な逮捕も含めた、被害当事者の安全と生命を守る体制を強化してください。現在は警察署生活安全課などに DV 担当がひとり配置されていても被害者が DV と強調して担当につないでもらわなければならない。また取り調べ室のように威圧的で周囲に相談内容が筒抜けという相談の環境を改善し、DV 専門の同性が面談を担当するよう体制を整備してほしい。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターを都道府県及び政令指定市だけでなく、もっと相談しやすい身近な場所に増やしてください。
- ・ 被害当事者等からの苦情に対応してくれ、DV 関係機関を監督指導する第三者機関を設置してほしい。
- ・ 若い世代への非暴力教育の実施を早急に義務化してください—保育園・幼稚園、学校での非暴力教育、思春期のデート DV キャンペーンは、加害者の脱暴力教育より費用対効果が大きいと思われます。民間の暴力防止活動に助成したり登用してください。
- ・ 加害者にいかに脱暴力教育を施そうと、戻ってくる地域社会が暴力を容認しているのは効果が期待できないので、DV 根絶宣言など反暴力に対する社会的認知度を高める啓発により力を入れてほしい。
- ・ 地域に根ざした支援員等の支援体制や被害当事者の選択を支える行政と民間の協力・協働、連携を強化してほしい。
- ・ 最も被害当事者の近くで被害者と手を取りあって運営している民間の自立支援活動（シェルター・ステップハウス・作業所等）に財政支援を行ってほしい。